

島根県海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金実施要綱

(目的)

第1条 海岸の美化及び廃棄物の適正処理を図る観点から、市町村が行う海岸漂着ごみの処理に要する経費に対し財政支援を行うことにより、もって自然景観の保全、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、海岸を有する市町村が、原則として住民の参加・協力を得て計画的に海岸を清掃し、その際に発生した漂着ごみ等（以下「海岸漂着ごみ等」という。）を回収・処理した事業とする。また、緊急避難的に住民自らが行った場合については、対象とする。なお、県所管の他の補助事業の対象となったものは除く。

(交付対象経費)

第3条 交付対象経費は、市町村が当該年度に行った海岸漂着ごみ等の処理に係る回収、運搬、焼却、埋立処分等に要した費用とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、交付対象経費と回収・処理した海岸漂着ごみ等の重量（トン）に50,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定した額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施計画)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「該当市町村長」という。）は、本事業の実施に当たり、実施予定日の10日前までに事業実施計画書（様式第1号）を知事に提出するものとする。なお、緊急に処理が必要となった場合を除く。

(事業の実績報告)

第6条 該当市町村長は、事業実績報告書（様式第2号）を翌年度の5月末日までに、知事に提出しなければならない。

(交 付)

第7条 県は、しまね市町村総合交付金交付要綱に定めるところにより、市町村に対して交付金を交付するものとする。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成22年度に交付する交付金から適用する。

様式第1号

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

平成 年度島根県海岸漂着ごみ等処理事業実施計画書

標記事業を実施したいので、島根県海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

記

添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙様式1のとおり）
- (2) 事業実施予定場所を示す図面

別紙様式 1

事業実施計画書

- 1 事業の実施予定日
- 2 事業の実施場所
- 3 事業の実施理由及び効果
- 4 事業実施計画の概要

5 予定事業費

(単位：円)

区 分	事業計画の内容	所要額（見込み）	内訳
交付対象経費	$\left(\begin{array}{l} \text{回収・処理する} \\ \text{ごみ量の予定量} \end{array} \right) t$		
小 計			
交付対象外経費			
小 計			
総事業費			

総事業費	交付対象 経費 A	回収・処理 するごみ量(t) $\times 5$ 万 B	AとBの少ない 方の額 C	交付金見込額 ($C \times 1/2$)

様式第2号

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

平成 年度島根県海岸漂着ごみ等処理事業実績報告書

標記事業が完了したので、島根県海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

記

添付書類

- (1) 事業費精算書（別紙様式2Aのとおり）
- (2) 事業実施状況報告書（別紙様式2Bのとおり）

別紙様式 2 A

(単位：円)

区 分	事業実施内容	事業精算額	内訳
交付対象経費	(回収・処理 したごみ量 t)		
小 計			
交付対象外経費			
小 計			
総事業費			

総事業費	交付対象 経費 A	回収・処理 したごみ量(t) $\times 5$ 万 B	AとBの少ない 方の額 C	交付金見込額 (C $\times 1/2$)

事業実施状況報告書

事業の実施日	事業の実施場所	事業の概要	事業の成果